

令和3年第1回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月15日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
8番	宇 野 進 一 君	9番	鈴 木 喜一郎 君
10番	樋 下 周一郎 君		

欠席議員(1名)

7番 伊 藤 正 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富 美 子 君	生 活 安 全 課 長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君	上 下 水 道 課 長	大 関 千 章 君

連絡員として出席した者の職氏名

総務課参事	鳩 貝 浩 之 君	総務課主幹	園 田 和 則 君
まちづくり戦略課 主 幹	山 田 浩 君	健康福祉課 主 幹	田 口 美 恵 子 君
生活安全課 主 幹	香 取 憲 治 君	都市建設課 主 席 主 幹	庭 川 明 君
都市建設課 主 席 主 幹	大 橋 勝 君	都市建設課 主 幹	堀 山 康 行 君
上下水道課 主 席 主 幹	曾 根 正 明 君	上下水道課 主 幹	篠 崎 雅 美 君

事務局職員出席者

事務局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は9名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）今日は、日程第4、一般質問を行います。
-

◎諸般の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）本日の傍聴人は、7名でございますので御報告いたします。
また、議事の円滑なる進行を図るため、連絡員として関係職員及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 松田主事の入場を許可しております。
-

◎一般質問

- 議長（鈴木喜一郎君）それでは、ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許します。
なお、質問時間については申し合わせにより、30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。
-

◇ 黛 丈 夫 君

○議長（鈴木喜一郎君）最初に、2番議員 黛 丈夫君の発言を許します。
黛議員。

〔2番 黛 丈夫君 発言席〕

○2番（黛 丈夫君）おはようございます。2番議員の黛でございます。

令和3年第1回定例会の一般質問の一番手として登壇させていただきます。

本日は、御多用中にもかかわらず、朝早くから傍聴に御出席賜りました皆様、まことにありがとうございます。皆様の町政への関心の深さには、議席に就く者として謹んで敬意を払うとともに、我が身にかかる重責をひしひしと感じる次第です。本日は、しっかり務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、本日は、質問に関係した内容を前提にして一般質問に入りたいと思います。

さて、来る3月20日、県道幸手・境線バイパスが開通します。五霞町の住民、特に沿線
の原宿台地区にとっては、入居して30年来、待ちに待った道路であります。

しかしながら、同時に現在、交通災害リスクと、その不安を抱える状況に陥っている次第です。それは、原宿台地区が形成されてから今まで、宅地内で使用していた生活道路が県道に格上げされたにもかかわらず、交通安全施設や交通規制の対策が図られずに開通するという事実です。加えて、さらにはこの事実を知らないままに置かれている住民がいることです。

ところで、かなり前から原宿台行政区で開催される行政懇談会において、今回、県道に格上げされた道路にある交差点及び通学と生活で県道を横断している横断歩道への信号設置の意見や要望が出されていきました。そのたびに、町執行部からは、設置に向け前向きに努力する旨の回答を得ていたと思います。特に平成30年度からは、原宿台行政区より町執行部宛てに出された質問書とその後の懇談会議事録及び回答書は全組合員に回覧周知されていますので、少なくとも行政組合に加入している住民は、信号設置につき、町執行部が開通に間に合うように準備対応してくれるものと信じていたと思います。

また、平成26年12月定例会で青木正彦議員が新県道開通に際しての安全対策、平成31年3月定例会で高橋宏光議員が新県道の騒音、振動、交通安全対策について質問しており、特に高橋議員の質問の回答では、町道8号線との交差点1カ所ほか1カ所又は2カ所の信号設置を既に境警察署に要望していると答弁されています。

結果として、新県道の開通に当たり、町道8号線の交差点は既設信号機が丁字路から十字路への改修がありましたが、住民が一番心配していた住宅の間を抜ける生活道路の交差点、横断歩道への信号機は1基も設置されませんでした。そして、そればかりか、開通時、宅地内の道路は速度規制はなく、最高時速60キロの車両通行が許されていることも地区住民の願いとはかけ離れた状況にあります。

なお、こうした状況について、住民への周知と注意喚起や住民を守る対策等がなされていないように見受けられます。

以上を踏まえまして、開通に当たり、住民から説明を求められたときの答弁をするため、

本件の経緯と結果について、また、開通に際して町が行う交通安全対策等の対応について伺いたいと思います。特に、一般質問で取り上げた意味。行政懇談会や意見書、また、議会一般質問で寄せられた住民の意見や要望について、町執行部は、その取り扱いや重要度をどのように捉え、対応しているのかを私たちによくわかるように御教授願いたいと思います。

質問は、2項目6点です。

それでは、伺います。

第1項目め、新県道幸手・境線の交通安全対策について開通の経緯について。

1点目、茨城県境工事事務所、境警察署との協議について、具体的な協議内容。課題や対応期限、行政区への経過報告等を伺いたい。

2点目、現県道の交通量の調査データについて。台数、測定日、場所、数値の信憑性について。また、道路交通法38条、信号機のない横断歩道を渡る人を見て停止する遵守一般データについて伺いたい。

3点目、信号機設置指針及び交通規制基準について事前に知っていたか。また、警察と確認したのか伺いたい。

4点目、結果評価と今後の対応について。住民の要望が叶えられていないことをあいまいな表現で住民に伝えていたことをどのように考えているのか伺いたいです。

第2項目め、新県道開通後の交通安全対策について。町ができる、している交通安全対策について。

学童、高齢者向けの安全、その他の交通事故抑止対応と住民に情報を伝えることを考えているのか伺いたい。

2点目、万が一、事故が発生した場合、警察、関係機関への要請について。再発防止、住民説明、緊急対策の実施、恒常的交通安全対策の即応等、住民ファーストの対応について伺いたい。

以上について、よろしく願いいたします。

なお、時間制限もありますので、簡潔に答弁願います。また、答弁によっては再質問をさせていただきますので、御了承ください。

それでは、議長、進行をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）それでは、1項目1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、1項目め1点目について御答弁申し上げます。

現在までの経緯につきましては、平成28年5月10日付けで、茨城県と埼玉県において県道幸手境線バイパス（仮称）新上船渡橋橋りょう整備に関する基本協定書が締結され、平成32年3月に供用の開始が見込まれたことから、町といたしまして信号機の設置が必要と考えられる場所について優先順位をつけ、各関係機関へ信号機の設置及び交通安全対策を含めた要望等を実施しております。

特に信号機の設置要望については、行政懇談会等での住民の皆様から御意見や御要望等を踏まえつつ、次年度に供用が開始される見込みがある場所や交通量の増加が見込まれる場所等について、町として取りまとめ、当該年度に次年度要望として信号機の設置について意思決定を行う茨城県公安委員会へ茨城県警境警察署交通課から茨城県警本部交通規制課を通じ設置要望を毎年度行っております。

また、道路管理者となる境工事事務所からも境警察署へ信号機の設置要望を毎年度していただいております。

さらに、年2回、国・県等関係機関に対し、町長、副町長、担当課長等で挨拶回りを行う際に境工事事務所をはじめ、境警察署長を訪問し、信号機の設置及び交通規制を含めた交通安全対策を要望しているところでございます。

なお、信号機の設置要望数については、町全体で平成29年度6件。平成30年度8件。うち、幸手・境線バイパス3件。平成31年度9件。うち、幸手・境線バイパス5件。令和2年度分9件。うち、幸手・境線バイパス5件。令和3年度分9件。うち、幸手・境線バイパス5件となっており、県道幸手・境線バイパスについては、平成29年度から随時要望を行っており、令和2年度、令和3年度の優先順位としては、冬木環状線と交差する交差点を優先順位1位として要望しております。

また、原宿台行政区における行政懇談会で、信号機の設置要望があったことについては、境警察署を町として訪問し、信号機の設置並びに交通規制における今後の対応について確認し、文書にて経過報告等をさせていただいております。

また、今年度は原宿台行政区から提出された信号機の設置要望に対し、町として境警察署へ引き続き要望を行っている旨の回答を原宿台行政区の各町内会長さんを通じ、文書で経過報告をさせていただいているところでございます。

1項目め1点目については、以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） ありがとうございます。

そうですね。やることはやっているっていうことなんですね。要は、言いたいのはね。ただ、順番もありまして、なかなか難しいなと思います。

引き続き、次の質問にお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君） それでは、1項目め2点目の交通量のデータについて御答弁申し上げます。

現県道の交通量調査につきましては、都市建設課職員により令和元年11月15日、金曜日に上船渡橋を通行する車両の通過台数、上り幸手市方面、下り五霞町方面を把握するため、6時～19時まで13時間、現地調査を実施しております。調査対象車両といたしましては、

普通車、県内・県外別。大型車、自転車、歩行者、その他の6項目で調査を実施させていただいております。

調査結果といたしましては、上り幸手市方面が車両5,564台、歩行者12名、下り五霞町方面、車両5,513台、歩行者15名と車両1万1,077台と歩行者27名の通過がありました。

通過車両のピークは、上り幸手市方面は、朝は8時～9時で503台、夕方は17時～18時で670台となっております。

また、下り五霞町方面は、朝は7時～8時で755台、夕方は17時～18時で482台となっております。

朝の通勤時間帯、五霞町方面下り7時～9時は、町内の企業へ通勤すると思われる県外ナンバーの普通車と自転車がピークを迎え、夕方の帰宅時間帯、幸手市方面上り17時～19時は幸手市方面に向かう県外ナンバーの普通車と自転車がピークを迎えております。

1項目め2点目につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）1項目め2点目の信号機のない横断歩道の一時停止の順守率について御答弁申し上げます。

道路交通法第38条の順守率につきましては、一般社団法人 日本自動車連盟 J A F が昨年8月12日～26日までの期間に各都道府県2カ所ずつ、全国94カ所において信号機のない横断歩道の歩行者優先についての調査を行っております。

調査結果につきましては、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車両は、全国平均21.3%となっております。前年対比4.2%の改善は見られたものの、依然として約8割の車両がとまらない結果となっております。また、茨城県においては27.3%であり、全国平均を上回る結果となっておりますが、隣接する埼玉県では12.4%の結果となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（ 丈夫君） そうですね。

横断歩道を渡ろうとする人がいたら、車はとまらなくてはいけない。道路交通法38条です。しかし、20～30%弱の運転車両しかとまらないと。横断歩道があるから、それを渡れといっても、とまらないんですね。10台の車のうちの2、3台しかとまらない。こういうデータがあるっていうことを事前に知っていたかどうかはわかりませんが、矛盾があるということは御理解いただいていると思います。

以上です。

次へお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 1項目め3点目について御答弁申し上げます。

警察庁が示す信号機設置の指針及び交通規制基準につきまして、境警察署と協議を行っております。その概要につきまして、説明を申し上げたいと思います。

信号機の設置のための必要条件といたしまして、1点目でございますが、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うことのできる車道の幅員があること。

2点目に、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所の確保ができること。

3点目に、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間に原則として300台以上であること。

4点目に、隣接信号機との距離が150メートル以上離れていること。

5点目につきましては、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる信号柱を設置できること。

以上の5点を全て満たしまして、さらに、信号機の設置のための択一条件といたしまして、次の4点のうち、1点が該当する必要があります。

1点目は、信号機の設置により抑止することができたと考えられる……。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） ちょっとですね、それはいいです。説明は。

要点だけお願いしたいと言ったつもりなんですけど、これをやっても意味がない。

私が言っていたのは、こういったことを知っていたかどうかということと言っていたと思います。

それと、ですから、もういいです。それは。

○生活安全課長（松村聖市君） わかりました。

一応5点が必要事項でございまして、択一条件といたしまして、1点を満たしたものに付きまして信号設置が考えられるということでございます。

あくまでも、信号設置に当たりましては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等の調査・分析や他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要な高い場所を選定することとなっております。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） もう結構です。

その内容はもう結構でございます。

次にですね、改めて確認したいんですけど、都市計画課長に確認したいんですけど、開通後、時期を見て、交通量のデータは取るんですかね。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、都市建設課長。

〔手短に〕と発言する者あり〕

○都市建設課長（古郡健司君） 町といたしましても、道路管理者となる境工事事務所と協議・連携をしながら開通後の交通量を確認し、交通量調査の実施について検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）よろしく申し上げます。

次、申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）1項目め4点目につきまして、御答弁申し上げます。

令和3年3月20日に開通を予定しております県道幸手・境線バイパスの信号機の設置を含む交通規制につきましては、平成29年度から毎年度、境警察署へ要望してまいりましたが、結果的に開通に合わせた規制強化はなされないものとなっております。

県道幸手・境線バイパスの工事が具体化しましてから、行政懇談会等において交通規制に関する質問が寄せられておりましたが、交通規制の意思決定は茨城県公安委員会が判断することになっているため、引き続き境警察署に要望を行うと回答しておりました。

今年度においても、原宿台行政区をはじめ、元栗橋行政区及び土与部行政区からも要望書等を受けており、県道幸手・境線バイパス沿線の交通環境が一変することから、町も住民の皆さんとともに、その対策について関係機関に対し要望を行ってまいりましたが、実現できなかったことにつきましては、非常に残念に思うところであります。

今後の対応でございますが、道路開通に伴い、交通量が増加するものと思われまことから、早期に交通規制の強化を関係機関に対し、要望を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

ちょっと時間がないので、もう次のほうに進めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）2項目め1点目につきまして御答弁申し上げます。

令和3年3月20日の県道幸手・境線バイパス開通に合わせての信号機の設置がないことを踏まえ、現在、通学路となっております横断歩道を利用する通学児童の対策といたしまして、横断歩道両側に横断旗箱を設置し、横断中に横断旗を使用できる環境を整えております。

また、各学校を通じて全ての児童の各家庭に、バイパス開通に伴う注意喚起の周知を行っております。

そして、道路を利用するドライバーに対し、横断歩道付近に通学路注意などの看板を設置し、注意喚起を行いたいと思います。

さらに、境警察署、境地区交通安全協会五霞支部、五霞町交通安全母の会にも協力を依頼

し、周辺での立哨活動を行います。

町ができる対策として、通学路になっている横断歩道表示について、本来なら警察が行うべきものでありますが、境警察署との協議を行い、町が先行して横断歩道の引き直しを行うことの下承を取りつけましたので、町において実施し、道路交通環境の改善を図っております。

また、町内での交通安全活動として町及び交通安全協会並びに交通安全母の会の啓発活動として交通安全キャンペーン、広報活動、立哨活動などの実施や幼稚園、小学校、シニアクラブなどにおいて交通安全教室を継続して実施してまいります。

住民の皆様にも交通安全運動の趣旨を理解していただき、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣づけ、安全に通行していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） 時間がないので、全然ちょっと攻められないんですけど、次をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、2点目の質問に対し、副町長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（田神文明君） 傍聴の皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2項目め2点目についてお答えいたします。

待望の県道幸手・境線バイパスがいよいよ開通することになりました。

これにより、交通量は分散され、長年の懸案であった上船渡橋をはじめ、旧県道となります原宿台地内の交通事故の危険性は低減されるものと考えております。また、幸手方面の朝夕の慢性的な渋滞も緩和され、生活の利便性は格段に向上するものと期待されております。

しかし、開通と同時に通称けやき通りの交通量は増加に転じ、交通事故の発生も懸念されます。あつてはならないことではありますが、万が一、交通事故が発生した場合には、境警察署、道路管理者である境工事事務所と事故要因の検証・分析を行うなど、関係機関と連携を図りながら、交通事故再発防止に向けた対策を行ってまいります。また、警察署に対し、パトロールや交通取り締まりの強化をお願いするとともに、境地区交通安全協会五霞支部並びに五霞町交通安全母の会とともに更なる交通安全啓発活動を行うなど、交通事故再発防止のため一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、議員。

○2番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

なんとなくすっきりしたのが、少し出てきたと思います。

時間もないのですが、町執行部がですね、新県道開通で発生した万が一の事故の情報を再発防止に向けて住民に説明だとか、緊急対策の後ろ盾になってくれるということは、非常に

力になると思います。

ただ、今までやってきたことというのは、ちょっと私、いろいろなところから聞いているんですけども、警察へも行きました。あと、境工事へ行きました。

今回の一件はですね、境工事のセブン-イレブンのところの分岐点が起点なんですね。あそこをもうとっくの昔にやっていけば、その工事の段階で原宿台にどれだけ車が来るか、1時間ぐらいに300台が来るっていうことがですね、明確になったんです。あれが一番最後になったおかげで、原宿台が今、危険にさらされていると。

先ほど、副町長が言っていたことに関しては、本当に感謝しております。

副町長は、茨城県のキャリアでありまして、英明な方と聞き及んでおるので、新県道が間もなく開通されるんですけども、セブン-イレブン分岐点の工事はまだ完了していないので、どうか五霞町の職員が、住民と県土木と境工事、そういった間に入って、困っている時には、とにかくサポートしていただきたい。課題の解決に向けて、そのお力をお借りしたいと。これは私の願いであります。

それとあと、原宿台って、御存じのとおり、行政組合に入っているのが30%。残りの70%は入っていないんですよ。ということは、今、あそこところに信号がつかないとか、そういうことも何も考えていない人がいるわけです。特に一番多い県道の脇の木下の部分のところはほとんど入っていない。開通後、びっくりして、おそらくは苦情とかどうしたんだっていうことが出てくると思うんです。それをですね、町は受けてもらいたい。個人が、これは騒音もあるかもしれない、信号についてもかもしれない。そういう情報をどこかで受けて、まとめておいていただきたい。それは、ぜひともお願いしたいんですね。道路課なら道路課で台帳をつくってですね、何月何日に誰から来たか。同じ人から何回か来るかもしれない。それをちゃんとデータとして取っておいてもらいたい。

実は、私、境工事に行った時に確認したんです。工事をどうやるんだと。そうしたら、開通後、もうこんな状態になっちゃってるんだから、原宿台を通さないようにしてくれって言ったら、無理ですって言いました。片側交互通行でやるでしょうから、ためては流しながらやると。そうすると、旧県道側をやる時は原宿台をどうしても通さざるを得ない。そうすると、今、時間800台近いのが、その時は工事の情報を聞いて、だんだん減るのかもしれない。でも、300ぐらいとかですね、1時間当たり300台が入って来るんですよ。信号が1個もないところに入って来る。これは非常に問題があると思います。

ですから、私、非公式ですから言っておきました。住民説明会をやってくださいと。やる前にね。

できればですね、町のほうから工事が出る前に情報を取っていただきたい。それをお願いしたいと思います。

ちょっと私のほうがしゃべってしまったんですけども、最後ですが、事故がないということが何よりなので、皆様の思いはみんな一緒だと思います。

終わりになりますけれども、本日、一般質問に御回答を賜りました執行部の皆様にはまこ

とにありがとうございました。

感謝いたします。これからが始まりなんですけど、よろしく願いいたします。

以上、私の質問は終わります。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、2番議員 黛 丈夫君の質問が終わりました。

◇ 江 森 美 佐 雄 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3番議員 江森美佐雄君の発言を許します。

江森議員。

〔3番 江森美佐雄君 発言席〕

○3番（江森美佐雄君）3番議員の江森でございます。

これから、一般質問を事前通告に従ってさせていただきます。

本日は、上下水道事業の今後についてということで、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、上下水道事業についてですけれども、水の重要性をまず。水の重要性ですけれども、断水をすると、いかに水が貴重なものであるかということがわかるわけですから、日夜、安全でおいしい水を提供していただいている上下水道課をはじめ関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

私は、上下水道事業というのは、エッセンシャルワークであると思います。普段、そんな華々しいことはないですけれども、当たり前のように水が供給されているわけですから、ライフラインを守っていただいているということで、感謝の意を強くしているところでございます。そういうことを基本的な立場としながら質問をさせていただきます。

3点ほどあります。

まず、1点目ですけれども、1点目は下水道事業の広域化・共同化・最適化ということについてであります。

昨年、中間的な報告としまして、農業集落排水を公共下水へ統合した上で、他の流域下水道へ統合させる、接合させるということですね。この管路試案の説明を受けたところでございますが、その後、この計画について進展があれば、その点について確認をさせていただきたいというふうに思います。

2点目です。水道事業の方向性についてでございます。

今、広域化・共同化ということで、さまざまな会議体への参加等が行われていることは重々承知をしております。私は、広域化・共同化以外に将来の道がないのかということ、今回、テーマとして主張をしたいわけでありまして。

計画水量1万1,500立米/日。今、この計画で、町の水道事業が進められております。この全量を埼玉県から受水できるとした場合、新導水管の敷設費として概算で約14億円を要するというような試算が昨年的一般質問で答弁されております。

これから私がお話し申し上げるのは、細かな試算をしたわけではありませんけれども、建設費につきましても、維持管理費につきましても、今の設備よりもより安価で、あるいは、その敷設費 14 億円と比べても、より安価でおいしい水が供給できると。これは既にもう長い歴史のある施設ですけれども、そういった定評のある緩速ろ過。これは生物によって水を浄化する方式ですけれども、この浄水施設を新たに建設して、現在の川妻浄水場を廃止すると。こういった考え方も案として一考に値するというふうに考えております。

現在の埼玉県水の受水量、約 3,000 立米／日、見かけは 3,400 立米ですけれども、これを維持しながら、今ある川妻浄水場の給水能力に取ってかわる施設を新設すると、新しい導水管の建設でも、それ相当に金額がかかります。

私は、この試算はですね、緩速ろ過にしても、そんなに難しいことではないと考えております。こういったものを調査・検討に加えるということが必要だと。もう始めから決め打ちしないと。広域化・共同化に。そういった方向性をぜひ検討していただきたいということでございます。これは、5年、10年先を見越しての話じゃなくて、それからもっと先、持続可能なそういった五霞町の浄水施設を考えたときには、こういったことも十分に検討に値すると。そういうことを主張したいと思えます。それについての見解をお伺いしたいと思えます。

次に 3 点目です。

上下水道ともに含めての、トータルの従事する役場職員について質問いたします。

長期にわたって、今、私が申し上げた 5 年、10 年じゃなくて、もっと先にわたる、そういう視点での上下水道事業というものを考えたときに、非常に難しい経営。これは先に、中期財政見通しでも示されておるように、非常に財政が厳しい中での、こういったことを考えていかなくちゃいけないということでもありますけれども、そういった今後の上下水道の経営というのはますます難しくなるだろうなということが考えられます。そういうことを考えますと、上下水道事業に従事する役場職員のまずは人員数。これをきちっと確保していただきたい。

非常に財政が厳しいから人を減らすんだとか、そういうことは考えないで、まず、人員数の確保をお願いしたいのと、もう一つは、技術と会計に秀でた職員。すなわち、プロパー。専従者ですね。専門家です。もう、歩く管路図と言ってもいいような、全てが頭に入っている。新しい情報システム、AI などを使わなくても、もう頭に完璧に入っていると、管路図が。全て現地と頭の中の照合ができると。そういうようなプロパーを養成する必要がある。現在いらっしゃるなら結構ですよ。それはね。それは、そういうことを御説明いただきたいんですけれども、そういう人を養成すると。全員じゃなくていいんです。一人ないし二人、複数名が必要だろうと。そういうことが、業務委託をしながらの事業運営にも必ず効果をもたらすと。業者任せにしない。職員のレベルでいろいろな問題点が発見できて、グリップできると。業者さんに対してですね。もちろん、金額的にもグリップできると。そういうような体制が必要だと。これは、難しい事業であれば、あるほど、人事が万事であるということ

でございます。この点についての役場の見解をお伺いしたいと思います。

以上、3点でございます。

よろしく申し上げます。

なお、説明、答弁によっては、よくわからないとか、そういうことがあれば、当然、再度お伺いするというのは当然でございますので、そういう意味では再質問もあり得るということでもよろしくお伺いしたいと思います。

では、議長のほうでよろしく申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目め1点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、1点目の進展の状況でございます。

これは当面のテーマでございますけども、公共下水道と農業集落排水の統合でございます。

最初に、茨城県との調整状況を申し上げます。

既存の公共下水道全体計画、それらに農業集落排水区域を加えた内容に改訂を進めると。今年度におきましては、広域化・共同化計画策定業務委託におきまして改訂作業を進めてまいりました。こちらの全体計画の変更案でございますけども、近々、茨城県下水道課に提出をする予定となっております。

今後であります、町が提出した全体計画変更案が茨城県の承認を得られた後に、農業集落排水施設の財産処分等々の手続に着手するという段取りとなっております。こちらの農業集落排水施設の財産処分につきましては、過日の予算特別委員会でも御説明申し上げた点がございまして、来年度、令和3年度に予算を計上させていただいたところであります。その後、速やかに農水省との手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、埼玉県との調整状況でございます。

現在、前提条件の整備という段階でございます。調整の途上であることから、特定の団体の名称、金額等の細部につきましては差し控えさせていただきたいと。情報管理の観点から御理解をお願いしたいと思います。

埼玉県との調整状況でございますけども、埼玉県内の流域下水道に接続するための調整状況でございます。昨年11月でございますが、茨城県下水道課同席のもと、埼玉県の下水道事業課との打ち合わせを実施しました。町の事業計画及びスケジュール等、町の考え方を説明いたしました。埼玉県からは、流域下水道に接続するためには、最終的に流域を構成する市町、市と町ですね。こちらのほうは協議会を構成してございますけど、そちらの了解が必要であると。さらには、将来にわたる老朽化対策等をはじめ、現在、課題とされております不明水対策。そういったものが必要であるなど、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

以来、茨城県の協力を得ながら、五霞町が編入協議を進めていくために必要な各種の条件

の整理に努めているというところであります。

今後におきましても、引き続き関係機関との連携により、公共下水道と農業集落排水の統合、さらには埼玉県内流域下水道への編入の実現に向けて、各般の調整に努めていくというところでございます。その状況につきましては、適宜に議会全員協議会等々の場で報告を申し上げたいと思います。さらには、町の条例審議会でもあります上下水道事業審議会。そういったところの意見をいただきながら、方向性のほうも整理していきたいというふうに考えてございます。

令和3年度におきましては、機会を捉えて適宜会議等、審議会の会議等も開催したいというふうに予定してございます。さらには、タイミングを見て、やはり関係する住民の方々の御理解と御協力がなければできない作業でございますので、住民の方々にも丁寧な説明をする機会、合意形成を図る機会、そういったものも予定していきたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

昨年の報告を受けた内容から、更に一步踏み込んだ答弁をしていただいたと思います。

いわば、農集を統合していくというのは、ダウンサイジングになるわけですがけれども、大きな意味ではですね。町の中でダウンサイジングって、なかなか難しいところがあるんですよ。特に農集で密度が低いところは、ダウンサイジングと簡単に言っても、管を細くするとか短くすれば済むと、そう簡単でないんですね。人によっては、例えば、「いや、それじゃ、浄化槽に戻すわ」という選択肢もあるかもしれない。遠い将来を考えると、これは浄化槽のほうがいいなという選択肢もあるんですね。

ですから、今後、進めていく、今、課長が言われたけれども、住民説明をよくしていただいて、そういう個々にはいろいろな思いが当然出てきますので、それに丁寧に対応していただければなというふうに思います。

今、これからですね、中期財政見通しでも、何か上水道の後を追うように、この下水道が非常に財政的にも大きなウエートを占めてくるっていう状況がありますね。上水道の後を下水道が追いかけていると、かなりね。ですから、慎重に対応をしていただきたいなというふうに思います。

この1の回答については、これで結構でございます。

次をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、2点目につきまして答弁いたします。

議員から御提案いただきました緩速ろ過方式によります上水の処理方法でございますけれども、全国的、あるいは関東エリアにおける事例を、一般的な概要でありますけれども、確

認をしてございます。

また、現在、町の情勢といたしましては、老朽化対策、安定供給の観点から令和2年度、今年度と来年度、令和3年度において浄水施設の増設を行ってございます。それと同時に、各種設備の更新工事を計画的に実施している状況でございます。

また、今後におきましては、主要管路の耐震化、さらには老朽管路の年次的な更新が必要となります。さらには、広域化、あるいは強靱化への対応も考慮していく段階でございます。

いずれにいたしましても、行財政事情を踏まえた水道事業の持続性は確保していかなければなりません。

御提案いただきました緩速ろ過方式につきましては、今後、業務を進める中で、五霞町に置き替えた場合のメリット、あるいはデメリットなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）江森議員。

○3番（江森美佐雄君）はい、ありがとうございます。

これ、今、本当に増設工事をしゃかりきにやってね、1万1,500立米の計画水量を満たそうと。ことし、南摩ダムが着工なんです。ことし着工で、2021年着工の2025年完成です。南摩ダム。そういうことで、既に着工指示が出ていると思いますけれども、その時点では、完成した暁には安定水利権が得られるわけですね。それで、1万1,500立米という計画になっていると思うんですけれども、僕はね、やっぱり今、一生懸命その増設とかをやっているの、タイミング的に僕がこれを言い出すのは、「え、今かよ」って感じもなきにしもあらずで、正直そう思ってます。

だから、これが10年前、20年前だとね。もっと早く、これを検討していったら、また違う展開。今さらですけれども、時間がかかることなので。

ですから、僕は今、課長が否定しなかったの、これは5年、10年先よりもっと先のことを僕は考えているわけですよ。本当に。

今の川妻浄水場をそっくり緩速ろ過に変える。そうしたら、埼玉県から来ている3,000立米はそのままですよ。そうすると、五霞町は川に囲まれているという地理的な特異性がある。それを逆にね、それを逆手に取るというか、逆にだからそれが生きてくる。長い目で見たときに。そういう視点なんです。ね。

長野県の上田の浄水場。これは、上田の染谷浄水場ってあるんですけども、これは、大体一池が中学校のプールをもう一回りでかくしたぐらい。大きさ。深さは、1.8メートルもないですよ。この一池で3,700立米ぐらい、1日にできるんです。そうすると、今の川妻浄水場と余り変わらない。中学校のプールより一回りでかいのが三つもあれば、一つメンテナンスしても十分に対応できる。こういうことなんです。ね。しかも、薬は使わない、ほとんど。池があればいいんだから。生物ろ過ですから、藻が生えている。ですから、そういうことを考えると、コスト的に格段に安くできる。しかも、これから将来を考えると、できるだけ自

然の方式を採用することが、長い目で見たときには、絶対有利になると。そういう方向に、カーボンニュートラルじゃないですけども、できるだけ自然回帰の方向ね。遠い目で見たときには、選択することは町にとってメリットがあると。

ですから、よく研究して、「いや、それでもやっぱりお金が」というのが明らかなら、それはそれでいいですよ。だから、それをきちっと検証すると。その上で選択すると。最後は政治判断になるかもしれませんが、そういうことを科学的、技術的に研究していきたいと思えます。

私も、一応エンジニアの端くれだったので、そういうことに協力できるかなと思っているんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

2番については、それで結構でございます。

今後とも調査・検討するということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番目をお願ひします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）それでは、3点目について御答弁を申し上げます。

町では、行政サービスの向上を目指したさまざまなまちづくりを推進する中で、安定的な行政運営に向け、最小の経費で最大の効果を上げるための組織体制確保に努めているところでございます。

また、行政に対する要望は高度化・多様化しており、住民ニーズを的確に捉え、適切に対応すべく、職員の役割はますます増大し、上下水道をはじめ、さまざまな事業の中で専門性を有する職員が求めている現状でございます。

特に、水道事業の運営につきましては、水道管理の技術上の責任者として水道技術管理者を1名配置することが、水道法上に規定されていることから、担当職員は資格取得のための講習会、講義ですと2週間、浄水場での現地研修を2週間程度、こちらに参加をし、現在4名の職員が取得をしているという状況でございます。さらに、令和3年度予算にも計上させていただきましたが、新たに資格を取得すべく、新たに1名の受講を予定しているところでございます。

議員御指摘のとおり、上下水道事業に係る業務は多岐にわたり、専門知識や技能を有する職員の配置が不可欠でございます。そのような体制を構築するためには、適切な人事管理を行う必要があるとともに、職員配置には専門性を有する職員の養成に配慮が必要となり、長期的な視点に立った人材育成が必要であると考えておりますので、職員全体を見据えた中で専従職員の配置を検討するとともに、育成できる組織体制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

まだ、あと10分ぐらいはありますね。

○議長（鈴木喜一郎君）10分。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

すみません。今回は時間切れになりました。

今、総務課長からですね、人事のことということで、総務課長にお伺いしたんですけれども、役場の職員というのは、理科系出身の方はほとんどおいでじゃないのかな。文科系の出身の方のほうが圧倒的に多いのかなと思うんですけれども、それは、その後の勉強次第で理科でも文化でも、私は余り関係ないなと思っていて、今はその資格の取得の話もされて、資格の勉強をして取られた方が中心になって事業展開されているということですので、人事については安心をしているんですけれども、今、申し上げたように、やっぱり先ほどの2番の質問にあったように、緩速ろ過との比較検討をするんだといったときに、では、これ業者任せにできますかっていうと、これを業者任せにしたのではね、業者っていうのはメーカー系なんですよ。今の業者さんって、いろいろね。そうすると、緩速ろ過って、メーカーさんどこですかっていうと、多分ないんですよ。メーカーって。水処理の関係のね。そうすると、職員が勉強して研究しないといけないわけですよ。だから、逆に言うと、業者任せにしないメリットがそこに出てくる。自分たちの全てグリップの中に、これから展開していくことができるんですね。ですから、そういう意味でも、この人事が万事なんだと。私はそういうふうに思っているわけですよ。

ですから、別にエンジニアリングをやってきた人じゃなくても、意欲があれば、勉強してできるようになるとは思いますよ。思いますけれども、できるだけ、その数年のローテーションでかわってしまうようなことがないようにちゃんと育ててほしいなど。そのことが必ず生きてくる。そのことが。ライフラインですから。財政が厳しいから、そういった育成に手を抜くということはないと思いますが、財政が厳しいからといって、人事に手をつけることのないようにですね。全ての事業についてそうじゃないですけれども、特に、こういったライフラインの事業については、人事的には非常に丁寧な慎重な対応が求められるというふうに思います。

今、課長から、これは、私、先日の委員会でも男女共同参画のところで御質問をさせていただきましたけれども、これは女子の登用についてということでもあります。特に上下水道に女子の登用についてとやかく言うつもりはないですけれども、特に、これは一般企業でもそうですけれども、財政が厳しくなってくると、どうしても固定費を削減したくなる。行政では、義務的経費を削減したくなる。一番手っ取り早いわけですよ。そうすると、人事に手をつけたいと。頭数を減らしたい。

先日、課長からも、条例で127人でしたっけ。これがね。125人か。そういうのもあるということなんですけれども、人のほうは、ダウンサイジングしようと思うと、とめどなくダウンサイジングができちゃうのかもしれないけれども、そこはやっぱり踏みとどまって、本当に必要な人員というのはきちっと確保して、なおかつ、やっぱり育成しながらそれだけの

レベルを保つということが、今後ますます必要になってくると思うんですよ。経営が厳しくなればなるほど、人事管理。これ、1億の歳出でも人の頭で、1億の歳出を1.5倍にも2倍にも高めることができるのは知恵ですよ。やっぱり人事です。

ですから、そこのところを肝に銘じて、厳しい財政であればあるほど、そういう方向、人事管理というものをきちっと行っていくんだということが必要だと思います。

将来にわたってですね、この難しい問題は、将来に先送りして「後の世代でやってくれ」と。「我々が亡くなった後、よろしくね」ではまずいので、しっかり我々の世代で後世にきちっとしたものを残して手渡すという決意で進めていただきたいなと思います。

本日の私の質問は、以上のとおりであります。

また、新たな視点、また、上下水道事業をはじめですね、その他の事業に関しましても、私は自分のできることはいくらかでも協力していくというつもりでおりますし、過去の経験で技術的に応援できることは、もちろんいくらかでも応援するという所存でありますので、協力して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

本日の私の質問は、以上で終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、3番議員 江森美佐雄君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小野寺宗一郎君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1番議員 小野寺宗一郎君の発言を許します。

小野寺議員。

〔1番 小野寺宗一郎君 発言席〕

○1番（小野寺宗一郎君）皆さん、おはようございます。

1番議員の小野寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、傍聴席の皆様、大変御多忙の中、議会議場までお越しいただきましてまことにありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

私に与えられた質問時間も、コロナウイルス感染症防止のため 30 分間ですので、早速質問に入らせていただきます。先ほど町長からも、点数が多いので、私の時間がなくなっちゃうので、早くしろと言われましたので、ちょっと早口で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私からの質問は 3 月 1 日に通告しましたとおり、市街化調整区域に対する区域制度について、6 点ほどお伺いいたします。

本町は、都市計画区域と都市計画区域外に大きく区分されておりますが、特に人口流動に大きく関与しているのが都市計画区域内であると思っております。住宅や商業施設などは市街化区域に誘導し、立地することが基本であるとの認識はしておりますが、市街化調整区域における集落内においても、住宅や小規模店舗がふえることが重要であると考えております。そういった市街化調整区域の規制を例外的に緩和した既存宅地の制度が平成 12 年の法改正で廃止となり、その際、その代替措置として茨城県が創設しました区域指定制度により、市街化調整区域の住宅建築に対して立地の基準が一部緩和されました。

本町も、昨年策定した第 6 次五霞町総合計画のまちのかたち、グランドデザインの中で、今後、区域指定制度の導入を検討し、集落の活性化と地域コミュニティの充実を図りたいと示しており、このことにより住宅が建ち、人口がふえる一因として効果があると大いに期待するところであります。

そこで、1 点目の質問といたしまして、本町の工業専用地を除く市街化区域と市街化調整区域の現況についてお伺いします。それぞれの住宅地の面積、人口、あわせて割合はどのぐらいなのかお伺いします。

続いて、2 点目といたしまして、区域指定制度とは改めてどんな制度なのかをお伺いいたします。区域指定の指定基準と指定要件、また、建築物の要件等をお願いいたします。また、排水等の公共施設として、農業集落排水への接続は可能になるのか、お伺いいたします。

続いて、3 点目といたしまして、区域指定場所の特定、面積等はどのように選択するのかをお伺いいたします。指定場所を特定するに当たり、住民に対して説明会を開くなど、住民の意見は取り入れられるのか。また、11 号区域と 12 号区域の指定はどちらか一方なのか。それとも、両方を申請するのかをお伺いいたします。

続いて、4 点目といたしまして、農地の取り扱いについてお伺いいたします。農地の開発行為は、どの程度可能になるのか。農振農用地はどうなるのか。また、11 号区域と 12 号区域での要件の違いはあるのかお伺いいたします。

続いて、5 点目といたしまして、申請までのスケジュールについてお伺いします。現段階はどのような状況なのか。そして、今後、いつごろの申請を予定しているのか。また、申請を受理されて、どれくらいで指定を受けられるのかお伺いいたします。

続いて、6 点目といたしまして、町内外からの定住者を促進するための施策についてお伺いいたします。前回の 12 月の定例会の山本議員の一般質問の中で、定住者促進対策として子育てや医療等のソフト面での施策の答弁はいただきましたが、日用品や食料品などの買

い物環境や公共交通機関の充実等、ハード面での今後のまちづくりの具体的なビジョンをお伺いいたします。

限られた時間ですので、答弁は簡潔にお願いします。

以上、6点についてお願いいたします。

なお、答弁によりましては再質問させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目め1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、1点目について御答弁申し上げます。

本町は、町内全域2,311ヘクタールが都市計画区域に指定されており、内訳といたしましては、市街化区域が265ヘクタール、市街化調整区域が2,046ヘクタールとなっております。また、市街化区域の265ヘクタールのうち、71ヘクタールが工業系用途を除く住居系の市街化区域となっております。

工業系用途を除く住居系の市街化区域、市街化調整区域それぞれの面積と人口、各割合につきましては、工業系用途を除く住居系の市街化区域につきましては面積71ヘクタール、3.1%、人口2,685人、31.6%となっております。また、市街化調整区域につきましては、面積2,046ヘクタール、88.5%、人口5,786人、68.2%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

本町の面積2,311ヘクタールのうち、市街化調整区域の住宅用地は原宿台と土与部地区の一部で71ヘクタール。対して、市街化調整区域は2,046ヘクタールということですが、人口も倍以上が居住しているということですので、ある程度の開発を考えたときに、市街化調整区域の規制緩和ということが重要になってくるのではなかろうかと思えます。

そこで、再質問をさせていただきますが、単純に家が建たないことには人口がふえないと思いますが、ここ直近3年間で結構ですので、市街化調整区域内において住宅の新築件数は何件ほどあったでしょうか。

よろしくようお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）市街化調整区域における住宅の新築件数でございますけれども、平成29年度が5棟、平成30年度は9棟、令和元年度が3棟、令和2年度ですけれども、令和2年の2月末ということで、10棟ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

そうしますと、合計で27棟ですかね。27棟ということですが、この新築は、ほとんどが分家住宅だと思えますが、町の人口増加にはさほどなっていないのではなかろうかと思ひ

ます。この 27 件、私は決して多い数字ではないと思っております。

本町は、都心から 50 キロ圏内ということで、また、高速のインターもあり、国道 4 号線バイパスも走っていると。まして、最寄りの駅へ、埼玉県とは言え、3 カ所もあるという、そういった立地にもかかわらず、それで、これだけの新築しかないという現状は、幾ら調整区域とは言え、考えなければならない問題だと思っております。

そこで、今後、町が導入を考えている区域指定制度が鍵になってくると思いますので、1 点目は結構ですので、次の 2 点目をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2 点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、2 点目について御答弁を申し上げます。

区域指定制度につきましては、都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号の規定に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持・保全を目的に、出身要件を問うことなく、誰でも住宅や小規模な店舗、アパートなどの立地を許可の対象とするものでございます。

指定基準といたしましては、宅地率、集落性、道路幅員のほか、水道の供給区域であることや排水施設が配置されていることなどとなっており、そのほか除外要件といたしまして、災害発生のおそれのある区域、農用地として保全すべき区域、環境上保全すべき区域が定められております。

次に、区域内に建築できる建築物の要件、建築できる用途につきましては、建築基準法に掲げる第 2 種低層住居専用地域内に建築できる建築物となっており、具体的には、住宅や店舗兼用住宅、共同住宅・アパートや寄宿舍・寮、共する部分の床面積の合計が 150 平米以内の店舗、飲食店を建築することができることとなります。

また、建築物につきましては、高さ 10 メートル以下、建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下、敷地面積の最低限度につきましては 300 平方メートルとなります。

なお、指定した区域においては、分家住宅等に限らず、出身要件を問うことなく建築が可能となりますが、農業集落排水の区域については、加入に関する条件など精査が必要な部分があり、今後、関係各課において検討する必要があります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

区域指定内においては、要件を満たしていれば、誰でも、外国人でもということになると思いますが、住宅や小規模店舗、作業場。それに、自己用住宅だけではなく、賃貸住宅、会社の寮などの集合住宅も建築できるということで、市街化調整区域にとっては大変意義のある条例ではなかろうかと思えます。

それと、農業集落排水につきましては、ゼロではないということも伺っておりますが、分担金のことなどいろいろとありますもので、この場ではこれで結構です。

そして、ここに、皆さんにお配りしました資料がありますが、この緑色のついた茨城県の地図ですが、これは、昨年の4月現在の区域指定市町一覧ということになっておりますが、これを見ますと、斜線のついている市町村は対象外ですので、それ以外の34市町村のうち、20市町村が既に区域指定を導入していることがわかるかと思えます。これだけ多くの自治体が導入をしている現状を見ますと、本町ももう少し早い段階で検討してもよかつたんじゃないかと思われそうですが、そこで、1点、再質問いたしますが、検討が今になってしまった理由は何でしょうか。今までできなかったのか、それともやらなかったのか。その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）検討が今になった理由でございますけれども、当初、住宅建築につきましては、当時、幹線道路から50メートル以内に建築ができるよう方策の検討を行ってまいりましたが、農地法の規制が非常に厳しく、実現に至らなかったところでございます。

その後、平成12年5月に、都市計画法の一部改正に伴い廃止された既存宅地制度の代替措置として区域指定制度が創出され、町では平成13年度に区域指定の検討・実施に向け、各集落の実態把握調査を実施しておりますが、農地法による規制や当時の基準を満たさなかったなどにより、広く区域を選定できず、区域指定に至らなかった経緯がございます。

しかし、町の最重要施策といたしまして、約25年にわたり五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業を進めてまいりましたが、本年度に全て分譲が終わり、今後は物流施設等が立地し、五霞町で働く方など昼間人口が更にふえることが想定されます。これらを踏まえ、町内に勤務する方々の五霞町への定住希望に応えることが、定住人口の減少抑制、地域コミュニティの活性化、空き家対策などにつなげる仕組みとして、令和2年度、3年度で区域指定に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございます。

この制度が平成14年にできて、既に19年が経っております。

本町のインターチェンジができて、周辺開発が行われることはわかっておりましたし、ましてや商業施設の誘致を考えていたわけですから、もう少し早く検討してもよかつた気もしますが、今となつては、商業施設誘致が頓挫してしまいましたので、そういうことになつた場合を含めてできなかったのかなと思うところもありますが、ちなみにお隣の境町さんは、平成21年12月に、もう10年近く前に指定を受けており、その後、徐々にではあるが、社会増減で人口も増加していると伺っております。

いずれにしても、方向性がついたわけですから、しっかりと協議をしていただきたいと思えます。

それともう1点、指定要件の中の50戸連たんと敷地間距離がありますが、これは概ねと

なっておりますが、この辺に緩和策はあるのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）ただいま、50戸連たん、敷地間距離50メートル未満に緩和があるのかということでございますけれども、集落性を把握するための連たんにつきましては、県の指針等において、概ね50戸以上の建物が連たんしていると示されており、それ以外に緩和はございません。

敷地間距離につきましては、概ね50メートル以下と示されておりますが、一定の条件を満たせば、50メートル以下の部分が70メートル未満まで見られるようになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

今の説明ですと、70メートル未満で50戸連たんの要件を1件でも満たしていないところは、はなから区域に指定できないということですが、現状の集落性を見てですね、県と協議していただき、緩和できるところは最大限緩和していただきたいと思いますので、その辺のすり合わせもよろしく願いいたします。

それでは、2点目は結構ですので、次の3点目をよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、3点目について御答弁申し上げます。

指定する区域については、既存集落の維持・保全を目的としておりますが、五霞町への定住希望に応え、定住人口の増加につながるよう11号区域、12号区域とも可能な限り広く指定することとしており、町内全域の市街化調整区域を対象としております。

なお、具体的な区域の指定につきましては、先ほど御説明いたしました指定基準に基づき、指定対象集落界を設定することとなります。

また、区域を指定する際には、住民の方々の今後の生活に影響が出ることも考えられることから、区域に近接している方などに理解していただけるよう、茨城県への申請をする前に指定集落案について説明会等を開く予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）はい、ありがとうございました。

11号区域と12号区域、両方を検討しているということですので、どうせやるなら広いほうがいいと思いますが、乱開発などにならないよう、しっかりと検討をよろしく願いいたします。

この制度の導入により、市街化調整区域内のある程度の開発ができるようになることは、大変素晴らしいことだと思いますが、指定する際の地区の選定には公平性の確保も考えて

いただき、住民説明会などを開いて、きっちりと説明をしていただきたいと思います。

そこで、1点、お伺いいたしますが、地域内と地域外では土地そのものの価値も変わってくると思いますが、区域指定内の土地の固定資産税というものは、どうなってくるのでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）指定いたしました区域につきましては、3年に一度の評価替えに合わせ、不動産鑑定士が近隣市町村の状況や町の市街化区域での土地の取引価格などを踏まえ見直しを行い、標準宅地価格の設定を行います。

価格設定につきましては、住宅、併用住宅、店舗など、造成がしやすく、土地取引が活発になることが予想されるため、市街化区域並みの価格設定となることが想定されます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

今の説明ですと、すぐには上がらなくても、評価替えの見直しの時には市街化並みに上がるということですが、中には、区域指定をして税金が上がるんじゃないや、しないほうがいやという人も出てくる可能性もありますので、税率などのきちんとした説明会のほうもよろしく願いいたします。

また、できることなら区域内の農地につきましては、軽減措置を考えていただきたいと思います。区域内になったとはいえ、すぐに開発の話が来るわけでもありませんので、何年も何十年も市街化並みの税金を払い続けていくというのは結構な負担になりかねますので、軽減の検討をお願いいたします。農地だから大したことないなというふうに思うかもしれませんが、それなら、なおさらの検討をよろしく願いいたします。

それでは、3点目は結構ですので、次の4点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、4点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）4点目について、御答弁申し上げます。

農地につきましては、先ほど御説明をいたしました指定基準の中に除外する区域といたしまして、農用地として保全すべき区域が定められており、原則、農用地区域、甲種農地及び一種農地など優良農地は除外となりますが、それ以外の農地については、指定区域内に含まれる可能性もあると思われま。

なお、11号、12号区域における要件の違いはございません。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

農地を守るということは、ある程度必要だと思っておりますが、農振農用地は、基本、指定から

除外するという事は、本町の調整区域内のほとんどが農振区域ですので、指定をする区域も大分狭くなっていくと。狭いというか、ほとんどなくなってしまわないかと思いますが、これは茨城県は特に厳しいと聞いておりますが、農地法に守られ、現状ではどうにもならないだろうなと思っておりますが、緩和できるところはできるだけ緩和していただきたいと思っております。

そこで、1点質問いたしますが、今問題となっている空き家が本町にもたくさんありますが、この空き家を宅地と農地、山林等を含めて分譲住宅地とすることは可能になるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）先ほど御説明をさせていただきましたとおり、住宅や店舗兼用の住宅、アパート・寮などが建築できることとなるほか、空き家を購入した方が改築できるようになったり、区域内の土地については分譲することができるようになります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

分譲が可能だということは、大変意義のあることだと思います。本町の調整区内にある空き家の中には、付随する農地や山林を含めると、大変広い敷地になるところもありますので、そこに分譲住宅や集合住宅などが建築可能になるのであれば、空き家対策にもなりますので、その辺も考慮して線引きしていただきたいと思っております。

それでは、4点目は結構ですので、次の5点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、5点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、5点目について御答弁申し上げます。

区域指定業務につきましては、令和2年度、今年度につきましては、現況の整理、対象区域の設定作業等を行っております。

また、令和3年度のスケジュールにつきましては、対象区域における現地調査を実施し、指定対象集落界を設定いたします。その後、町民の方々に説明会を行った後に茨城県へ申請をしたいと思っております。申請したものとしましては、茨城県開発審査会において意見聴取や審査を経た後に、3カ月～5カ月程度で指定・告示される見込みとなっております。

なお、国では頻発、激甚化する自然災害に対応するため、市街化調整区域内の災害リスクの高い区域で住宅等の開発許可を厳格化する旨、都市計画法施行令の一部改正が令和2年11月に公布され、令和4年4月から施行予定となっております。

五霞町においては、浸水ハザードエリアに関する部分において、法改正の影響を受ける可能性があるため、令和3年度については、それらの具体的な運用を示す国からの指針や県条例の改正に留意しながら作業を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

もう5分です。

○1番（小野寺宗一郎君）では、急がせてもらいます。

今の説明ですと、申請までのハードルが高く、申請までこぎつければ、3～5カ月で導入できるということですので、早々をお願いしたいところですが、申請時期については、ハザードマップの関係で国の指針が出ていないため、いつごろになるかわからないということですが、本町のハザードマップを見ますと、ほぼ全域で浸水してしまうということになっておりますので、国の指針いかなんでは、区域指定を全くできないというようなことも想定できますので、そういった場合は土盛りをするなどの措置をして対応するなどの提案をしていただき、開発審査会と協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、5点目は結構ですので、最後に6点目。時間もありませんので、簡潔にお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、6点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）傍聴席の皆さん大変どうも御苦労さまでございます。

それでは、小野寺議員の御質問に対し、お答えさせていただきます。

この人口減少社会の中で……。ちょっと早口になります。すみません。社会の中では、非常に定住化促進に関する施策について、いろいろ私のほうも進めてきました。それらの考えを述べさせていただきたいと思いますが、この人口減少社会に入りまして、町外からの定住者、特に若い世代の方々に住んでもらうためにどうするのか。これは、全国自治体の共通の課題ではないかと思うのですが、そういう中で、今までも多くの議員さんからも要望、御意見をいただいていたところがございます。

そういう中で、先ほど今までの経過については課長のほうから答弁いただきましたが、人口減少の抑制、それから地域コミュニティの活性化、また、先ほどありました空き家対策等、人を呼び込むための具体的な取組をどうするかということで、大きな課題で進めてきました。

令和2年、3年度で、この区域指定制度をとにかく取り入れて進んでいこうということでも進めているところがございます。今、人口がふえるのではなく、逆の縮小社会に入っておりますので、この縮小社会の中で持続可能なあり方。これを探っていかなければなりません。御指摘にありましたように、この事業においてはソフトの面、ハードの面、いろいろあるかと思えます。そういう中で取り組んできたところがございます。

そして、ちょうど国のほうからも出ました地方創生事業。その中で、町のほうも第5次総合計画の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を第5次総合計画とあわせて作成をさせていただきました。そういう中で、当然、重点的な事業の部分が、この移住の促進、地場産業の振興、それから雇用対策。こういったところが重点事業として、第5次でも進めてきたところがございます。

ただ、そういう中で、御承知のように、また、第6次に入りまして、コロナという新たな災害と言いましょか、コロナが発生してしまいました。

ただ、いろいろ新聞等でも議員も御承知とは思いますが、このコロナ時代となって、この町村にとっては逆に追い風の時代にもなってきた。

一つは、東京の一極集中から地方への分散型への社会に入りつつあるということで、非常に地方への移住気運が高まってきたということでございます。

そういう中で、幾つか、町のほうも道の駅の後背地を令和2年度で取得させていただきましたので、先ほど、買い物等、商業系の誘致ができませんでしたとありましたが、今度は道の駅を使った買い物を今後しっかりと、この中で利便性の向上に努めていけたらと思っています。この道の駅も、町独自で開発ではなくて、民間の事業とノウハウを共有して連携して進めてまいりたい。

そういう中で、令和3年度は、あそこに町職員2名を派遣して新たな組織をつくって、新たな道の駅にもまた取り組む。また、特産の開発と。

〔「もうわかりました」と呼ぶ者あり〕

○町長（染谷森雄君） これらも進めてまいりたいと考えております。

いろいろたくさん、今、御指摘あったような事業がたくさんございます。

ただ、これらも進める中では、一番私、大事なものは需要と供給だろうと思っています。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○町長（染谷森雄君） 住宅はつくりましたが、入る人がいませんでは困りますので、今後、これらもしっかりと見据えた中で、今後、事業の展開を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） 以上で、1番議員 小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

大変御苦労さまです。

○1番（小野寺宗一郎君） 大変ありがとうございました。

◇ 新 井 庫 君

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、6番議員 新井 庫君の発言を許します。

新井議員。

〔6番 新 井 庫 君 発言席〕

○6番（新井 庫君） おはようございます。6番議員の新井でございます。

本日は、傍聴の皆様につきましては、大変御苦労さまでございます。最後まで御傾聴をお願いしたいと思います。

また、新型コロナの、今、お話がいろいろ出ておりますけども、亡くなられた方、さらには病気治療・療養している方に対しましてお悔やみ、お見舞い申し上げます。

私の質問は、1項目めは新型コロナウイルスについて質問をいたします。

昨年から世界の中に感染が広まり、国内でも直近では約44万7,000人。うち、茨城県内でも6,100人。さらには、町内ということで、6人の感染者がおります。

町の感染者については、幸いなことに昨年の12月末以降発生しておりません。このことにつきましては、感染対策に御尽力をいただいております関係者の方々、そして、御協力をいただいている町民の皆様のコロナについての御理解をいただいている結果と思えます。

さて、私は、前にも、この新型コロナウイルスにつきまして質問をさせていただきましたが、あえて再度質問いたします。

1点目は、現在の感染状況についてお尋ねします。近隣の市町村についてもお願いをいたします。

2点目は、ワクチン接種の見通しについてです。ワクチン接種につきましては、日本は2月から医療従事者の方が始まりました。これから、町はどのように進めていかれるのか。

国のほうでは、ワクチン配分を全市町村に対して広く薄くということで、500人分を4月26日の週には配分するとしております。また、3月13日、おとといの新聞報道では、国は、6月末までにアメリカのファイザー製のワクチンを1億回分、5,000万人分以上を確保できる見通しを示したとありました。

そうした中、町民に対してのワクチン接種はいつごろから始まり、どれくらいまでかかるのですか。町のどこで、誰がやられるのか。そして、担当する医師は猿島郡医師会と聞いておりますが、医者、医院ですね。それは、どれくらいありますか。そのうち、協力医院はどうでしょうか。そして、何人いるのか。

接種につきましては、65歳以上については先ほど述べましたけども、3月3日の新聞報道で、全国の市町村には4月26日の週には最初に500人分のワクチンを配布とありました。その後は、順次配付されてきた場合、その接種の順番はどのように決めるのですか。集団接種で65歳以上、65歳以下の場合とお答えをお願いします。

そして、その時のケースもありますけども、医師とか看護師等は何人体制で行うのですか。お願いいたします。

3点目は、昨年度は、コロナの中で、町の各種イベント事業や式典等が中止になりました。今年度については、どうコロナ禍を捉えまして実施を考えているのか。

以上、3点について御質問いたします。これについては、1点ずつ答弁をお願いします。

2項目めは、都市基盤整備でございます。

五霞町は、圏央道が開通し、新4号国道、町道、県道との交差点は立体交差の工事が着々と進み、4車線から6車線化の工事が進められようとしております。進められてきた都市基盤整備事業、インターチェンジ周辺開発も完成し、現在7社の進出企業が決定して、そのうち、3社が操業を開始しております。

こうした中、町も次の新たな地区を検討していると思えます。町長は、昨年の第1回定例会施政方針で、新たな産業系の土地利用が図れる区域を検討していくとありましたけれど

も、今、令和2年度中にどの程度進んでいるのかお聞きいたします。

このことにつきましては、昨年の第4回定例議会一般質問で同僚議員が質問をしております。この時の答弁では、今後は、町の活性化と自主財源の確保に向け、新たな開発適地を選考し、できる限り早期に事業化が図れるよう努力していきたいと答えております。

また、令和3年度、今回の施政方針でございますが、町長は、現在、新たな開発候補地の検討に入っており、更なる飛躍を目指してスピード感を持って進めてまいるとありました。

スピード感とは、どの程度のスピードですか。どのように進めていくのですか。選定はどのようにするのですか。

以上、2項目4点について質問をいたします。

答弁によっては再質問をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目め1点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、1項目め1点目について御答弁申し上げます。

3月10日現在の状況でございますが、国内の感染状況は、厚生労働省の発表によりますと、感染者数は44万1,729名、茨城県では6,071名となっております。隣接する埼玉県におきましては、3万363名の感染者が出ております。近隣市町の感染者数の状況でございますが、県内では古河市が289名、境町が67名、埼玉県幸手市では97名、杉戸町105名、久喜市511名。また、千葉県野田市では446名となっております。

五霞町におきましては、現在6名の感染者が報告されており、昨年12月24日以降、新たな感染者は確認されておられません。

町では、引き続き、町民の皆様への不要不急の外出自粛、あるいは、3密を防ぐ、3密を避ける、手洗い、マスクの装着など感染予防対策の徹底をお願いしてまいります。

1点目は、以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）新井議員。

○6番（新井 庫君）ありがとうございました。

五霞町が6名ということは、非常に少ないと言ったら失礼になるのかどうかわかりませんが、その辺について先ほど答弁の中にありましたけれども、更に突っ込んでいくと、6名ということで、近隣の市町村からでも、現在、幸手市あたりは、きのうの新聞では100名ということなんです。幸手市は人口が5万人で100名、五霞町は8,000人で6名というと大分少ないという、これは少なくともよろしいことですが、相当の町としても啓発というか、そういうことをやっているのかなと思っておりますけれども、さらに、まだ変異型のウイルスも出てきたなんて言うておりますから、その辺のところをもっとどのようにしていくのか、もう少し突っ込んだ対策というか、仕方があるのかどうかお聞きします。

○議長（鈴木喜一郎君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）人口に比較しますと、五霞町においては非常に少ない感染

者数となっております。県内でも、1桁になるのは五霞町だけというふうになっております。広く皆様が、非常に感染予防対策に留意していただいている結果なのかなというふうに考えておりますので、引き続き感染予防対策、手洗いとかマスクの着用、これに尽きると思いますが、その辺を徹底していただきたいというふうな周知を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）ありがとうございます。

それでは、2点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）1項目め2点目について御答弁申し上げます。

国の動向としましては、医療従事者への先行接種が2月17日より開始され、3月中には最大で266万回分のワクチンが届くとしております。4月からは、高齢者への接種が予定されており、医療従事者470万人と高齢者3,600万人分が2回接種するのに必要なワクチンを6月末までに全国の自治体に届けるとの見通しを示しております。

茨城県においては、3月5日から医療従事者向けの優先接種が開始されております。高齢者は、4月12日以降にワクチンが供給されるということですが、県内では、4月以降のワクチン配分については未定とされております。現時点では、4月26日の週から全ての市町村に配送を予定しているという状況です。

町の状況でございますが、国や県からの情報をもとに、ワクチン接種の準備を進めており、2月5日に副町長を本部長とする新型コロナワクチン対策室を設置いたしました。接種体制について、猿島郡医師会と詳細な協議を行っているところでございます。現在の決定事項としまして、65歳以上の高齢者の接種方法は集団接種、会場はB&G海洋センターにて毎週日曜日に午前3時間、午後3時間の接種を予定しております。接種には、猿島郡医師会の町内医療機関の2カ所を含めた6医療機関に御協力いただき、午前・午後ともに医師3名ずつのほか、看護師数名の派遣を受ける予定でございます。この体制での接種可能人数は、医師一人当たり1時間で20名の問診で午前・午後180名ずつ、最大一日当たり360名の接種を予定しております。

現時点での町の高齢者の対象人数は約3,100名で、一般に集団免疫の効果があるとされております7割以上の接種を目標とした場合、約2,100名が接種を受けられる体制の整備を進めているところでございます。

また、接種会場におきましても、手指の消毒、入場前の検温、密を防いだスペースの確保など感染予防対策を徹底した接種体制を整備してまいります。

今後でございますが、接種会場までの移動手段を持たない方の交通手段の検討、あるいは、接種を迅速に行えるような人的体制の構築、さらには、接種を想定したシミュレーションの

実施など、詳細に準備を進め、多くの方が安全に接種できる体制を構築してまいります。

現時点でのスケジュールでございますが、3月中に接種の意思確認及び会場までの送迎の有無の確認をするアンケート調査を実施します。3月下旬よりクーポン券、ワクチン接種券になりますが、クーポン券の発送。4月になりまして、予診票及び接種を希望された方には接種日時が記載された予約確認票を個人宛てに郵送させていただきます。その後、ワクチンが町に到着次第、5月以降順次接種を進め、7月末までに高齢者への接種が完了できるよう計画しております。

なお、当初予定では、高齢者施設の従業者の接種順位は基礎疾患を有する者と同時期でしたが、施設内でのクラスター発生状況を考慮し、高齢者と同時期での接種が可能となっております。

今後のスケジュールでございますが、高齢者の接種完了後に基礎疾患を有する方や60～64歳の方への接種が予定されております。

この接種順位と接種時期は、今後、確保できるワクチンの量を踏まえ、国が公表していくことになっております。現在、国や県から具体的なスケジュール、内容が示されておられますので、情報が届き次第、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）ありがとうございました。

着々とスケジュールについては考えてやっているということで、理解をしたいと思いません。

そこで、3月12日金曜日ですけれども、B&G海洋センターでリハーサルっていうんですか、何と言うんですかね。それを町長のほうから、議員も見に来てくださいよなんて言っていましたけれども、ちょっと私、行けなかったのですが、その時にいろいろな方に御協力していただいて、職員も課を越えての職員の参加もあったような話を聞いたのですが、そこで、いろいろなことに気がついたというか、あったかと思うんですよ。

その点は何か、何点かあるんでしょうかね。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）先週金曜日、10日の日にシミュレーションを行いました。

現在、当日出席していただきました民生委員・児童委員の方からアンケートを取らせていただきましたので、その結果を、これから課題をまとめまして本番に向けて準備していきたいと思えます。今のところ課題のほうはまだまとめ上げていませんので、今後の課題としていきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）あと、最初に説明というか、答弁の中にあつたので安心したわけなんですけれども、何か12日については予診票をその場で書いてもらうようなことをやっていた

ということも聞いたのですが、そこでお年寄りがそれを記入するということになると、非常にこう、薬は何を使っているのか、どこが悪いのかとか、どこの病院だとかという、なかなか書けないと。私どもも同じだと思うんですけども、それを前もって配布してくれるということですので、それらについてはよかったなと思っております。

ということで、これについては質問を終わります。

そしてですね、ちょっと再質問ということでさせていただきたいのですが、集団接種で、例えば、その決められた日にどうしても用事があるとか、身体の具合が悪くなっちゃったということで、そういう方にはどういうふうになるのか。

それとあと、個別接種になると思うんですけども、施設入居者については、どのように接種するのか。

それとあと、グループホームなんかだと認知症の方なんです。それらについての意思表示は、どう確認していくのかということ。

さらには、在宅でいる方で、在宅で介護されている方ですか。寝たきりの方とか障害者の方は、どういうふうに接種していくのか。

もう1点でございますけども、ある程度の高齢になりますと、私もそうですが、病院をかりつけ医の病院と言ったらあれですけども、そういうところがあると思います。そういうところでやれるのかどうか。今の段階ではなかなか難しいような話も聞いているんですけども、今後、検討してやれるようになるのかどうか。その辺もお聞きしたいなと思います。

そして、例えば、五霞町在住であれば、五霞町に二つの病院がありますけども、そこに限るなんていうことでなくて、埼玉県の中の病院でもいいよとか、そういうことが今後できるようになっていくのか。その辺についてもお聞きしたいなということで、お願いしたいなと思います。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、何点かの質問について御説明申し上げます。

まず、接種を決められた日に受けられない場合の対応でございますが、ワクチンは限られた数量の配分となりますので、極力ワクチンのロスを防ぐため、日時を指定し、接種を受けていただくこととなります。

しかし、指定日に接種できない場合については、予備日を設けることで対応を考えております。

2点目です。施設入所者への対応、また、認知症の方の意思表示確認方法でございますけれども、施設入所者につきましては、施設の嘱託医が対応する場合又は医療機関の医師が巡回して対応するなどの方法が示されております。茨城県内におきましても、高齢者施設でのクラスター発生が多数報告されておりますので、町においても医師会と協議し、現在、接種方法を検討しているところでございます。また、認知症など本人の意思表示確認が難しい場合でございますけれども、御家族に協力いただき、相談して判断するというふうにされております。

そして、3点目の在宅の介護者、寝たきりの方の対応でございます。在宅で訪問診療を受けている主治医、かかりつけが接種を行うこととなります。

しかしながら、かかりつけ医となる全ての医療機関にワクチンが供給される時期は未定ですので、この辺も医師会と今後、協議しながら検討してまいります。

4点目です。障害者への対応です。

まず、障害者の入所者につきましては、施設の嘱託医が対応する場合又は訪問診療で対応するなど、こちらは高齢者施設へ入居されている方と同様の扱いとなります。在宅の場合ですけれども、基礎疾患の有無など個別的な状況を見て、接種順位に沿って接種していただく予定です。今後、県や国での方針が出次第、今後の対応を検討してまいります。

最後、5点目ですけれども、かかりつけ医で受けることができないのかということですが、今回、配布されるワクチンは、保存用の超低温冷凍庫が必要となること、また、安全性を重視し、複数の医師体制が必要であることから、集団接種というふうになりました。

今後につきましては、超低温冷凍庫を必要としないワクチンの開発、承認も進んでおりますので、ワクチンの安全性が確認されてくると思いますので、かかりつけでの個別接種も医師会と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）ありがとうございました。

あと、もう1点だけお聞きしたいんですけども、施設に入居している方で、主治医というか、その先生も何人か先生が違っている方もいるんですけども、そういう方については、五霞町のお医者さんが関係していればいいんですけども、埼玉県の方のお医者さんが来てやっているよとか、そういう方もいるんですけども、そういう方については、あと、それに保存の関係もあるでしょうけども、なかなか難しくなってくるのかなと思っているんですよ。

ですから、例えば、埼玉県の方の医者にかかっているところは、本人とか家族のほうに聞いてですね、地元のお医者さんのほうにお願いをできるかどうかとか、そういうことが可能かどうか。そういうことも心配している方もいるということで、いろいろ検討していただきたいなと思っておりますので、これはよろしくお願ひしたいということで。

では、3点目をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）それでは、3点目について御答弁のほうを申し上げます。

今年度のイベント等の開催につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づきまして、町におきましてもイベント等の対応方針を定め、各種イベントや催し物、事業などを中止、延期又は縮小して実施するなど実施時期の感染状況や感染防止対策を考慮し、安全を第一に考えた対応をしてまいりました。

今後におきましても、県内及び近隣の感染状況などを踏まえながら、適宜、イベント等の

性質に応じて可能な限り実施できるよう慎重に判断してまいりたいと考えております。

なお、開催する際にはイベントごとの開催内容を検討し、必要な感染防止策、例えば、検温であったり、消毒であったり、密集の回避であったり、これらを講ずるとともに、参加者へも注意として、例えば、3密の回避であったり、手指の消毒であったり、マスクの着用等と呼びかけるなど、感染防止策の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）ありがとうございました。

昨年度と同じ、昨年度というか、令和2年度と同じような考えでいくよということで理解をしたいと思います。

次をお願いします。2項目めです。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、2項目めについて御答弁申し上げます。

新たな開発候補地につきましては、平成29年度から町内全域において検討を行い、当初、12の候補地を設定し、平成30年度までに六つの区域に絞り込みを行っております。その後、令和元年度におきまして三つの区域に絞り込みを行っており、令和元年度においては、一つの区域に絞り込みを行い、新たな開発候補地を決定していく予定である旨、昨年12月の山本議員の一般質問において答弁させていただいているところでございます。

こういった中、令和2年度は現地調査を行い、区域を決定し、地権者の合意形成を図った上で測量業務を行う予定となっておりますが、コロナ禍の影響により現地調査が大幅なおくれを生じているところでございます。

今後におきましては、コロナ禍における社会情勢を踏まえながら、できるだけ早い段階で開発候補地を決定し、地権者と合意形成が図られるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）都市基盤整備について御答弁申し上げます。

町の新たな開発につきましては、先ほど担当課長から答弁させていただいたとおりでございます。ちょっとコロナ禍によって、若干事業がおくれているというような状況でございます。

そういう中で、検討に当たっては、今まで進めてきたインター周辺区画整理事業との関連性、これらも含めて圏央道のインターチェンジ周辺地区。それからまた、新4号国道がござ

いますので、当然、これが動線となりますので、この国道。それから、県道等の幹線道路。これらに面した地域を、今、候補地として進めているところでございます。また、あと農業の投資密度の低いところ。これも検討課題に入っているところで、候補地に入っているところでございます。

ただ、新井議員も御承知のように、五霞町は全地域が農振地域ということでございますし、また、農地法。これらの法律がなかなかやはり壁が非常に厚いということで、スピード感を持ってやろうと。知事のほうもですね、現地も見に来ていただきまして、スピード感を持ってやっていくという方針は出してくれているのですが、なかなか非常にその点が難しい面もございます。

そういう中で、議員も御承知だと思うのですが、先般、知事が20年ぶりに県みずから新たな工業団地の造成を行う計画案を発表されました。これは、先ほど小野寺議員にも申し上げましたが、今は縮小社会に入りますので、問題は需要と供給であると思っています。需要のないところに供給してもしようがないという面もあるのですが、御承知のように、この圏央道周辺は需要が非常に高まっていると。進出意欲が非常に高まっているという中で、県のほうも、ここを早く開発していきたいということで、20年ぶりに今まで封印していた県が直接開発をしていくということで発表もされました。

その候補地として、つくばみらい地域が挙がっているのですが、この話を聞きまして、先般、担当課と一緒に2月22日に早速県庁に行き、営業戦略部長、次長、それから立地整備課長のほうに五霞町もぜひ県でやっていただけるのであれば、お隣の埼玉県もほとんど事業は県が事業主体でやっているということで、これが一番スピード感を持てるということですので……。

○議長（鈴木喜一郎君）残り1分です。

○町長（染谷森雄君）五霞町のほうも、それでぜひできたらお願いしたいという要望をさせていただきましたが、コロナ禍の中ではございますけれども、とにかくですね、早く候補地を決定して、それらの地権者の皆さんの合意形成が図れるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

〔「5秒ください」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）はい、新井議員。

○6番（新井 庫君）5秒間だけちょっとください。

要望になるかもしれませんが、今現在進めている進捗状況については、ある程度わかるようになりましたら、議会のほうにも逐次報告をしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、6番議員 新井 庫君の質問が終わりました。

以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これを持ちまして、一般質問を終結いたします。

◎休会の決定

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及びあす3月16日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問者全員が終わりました。

あす16日を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、16日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 零時07分

